

令和5年度

事業計画書

社会福祉法人むつ市社会福祉協議会

目 次

I	基本理念・基本目標・基本方針	1
II	活動計画	
1	広報活動の推進	
(1)	広報事業等の充実	3
2	地域福祉活動の推進	
(1)	地域福祉事業の充実	3
(2)	高齢者福祉事業の充実	4
(3)	障がい者福祉事業の充実	5
(4)	福祉教育活動の充実	5
3	ボランティア活動の振興	
(1)	むつ市ボランティア・市民活動センターの充実	5
(2)	災害時被災者支援ネットワークの構築	6
(3)	児童・生徒等の福祉意識の高揚とボランティア活動への積極的な参加促進	6
4	生活支援活動の推進	
(1)	生活支援事業の充実	6
(2)	相談支援事業の充実	6
(3)	権利擁護事業の推進	7
(4)	ひきこもり対策支援事業の推進	8
(5)	各種貸付事業の有効利用	8
5	共同募金運動への協力	
(1)	共同募金助成事業の推進	9
(2)	NHK歳末たすけあい募金助成事業の実施	9
6	介護事業の経営	
(1)	訪問介護事業の実施	9
(2)	居宅介護支援事業の実施	9
(3)	介護事業職員の資質向上	9
(4)	事業の積極的なPR	9
7	保育事業の経営	
(1)	保育理念	9
(2)	保育目標	9
(3)	世代間交流事業の実施	9
(4)	異年齢児交流事業の実施	10
(5)	経営基盤の強化	10
8	法人運営基盤の強化	
(1)	法人運営及び組織体制	10
(2)	会員加入の促進と会費の増収	10
(3)	役職員研修等への参加	10

社会福祉法人むつ市社会福祉協議会
令和5年度事業計画書

【基本理念】

わたしがつくる みんなでつくる 住みよいまち むつ

【基本目標】

1. みんなが参加できる地域福祉の推進

- 一人ひとりが身近な福祉活動に接し、福祉への理解を深める
- ボランティア活動を理解し、市民活動を推進する

2. 安心して生活を送ることができる仕組みづくり

- 誰もが安心して生活できる仕組みをつくる
- 福祉団体等が行う各種事業への支援や生活上の心配を解消するための体制を構築する

【基本方針】

人口減少や少子・高齢社会の進行は、価値観や生活スタイルの多様化など地域や家族を取り巻く環境に大きく変化をもたらしており、社会的孤立や生活困窮、虐待、権利侵害等の複合的生活課題も顕在化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が長期化し、人々の活動や交流、就業、雇用情勢に大きな制約や制限をもたらし、生活困窮者の急増のほか、住民の社会参加、交流活動やボランティア活動、地域での支え合い、見守り活動にも大きな影響を及ぼしました。

このような状況の中、本会ではこれらの課題解決への取り組みとして住民参加や地域の幅広い関係団体等の連携、協働の強化による「地域づくり」を推進し、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困難となった方々への支援のほか、ひきこもり対策事業や新たに成年後見センター事業に取り組むことにより相談事業の充実を図って参りました。

本年度においても、適切な法人運営と事業経営を行うとともに、本会が策定した「第3次むつ市地域福祉活動計画」の達成に向けて、他機関・多職種と連携し地域生活課題の解決に取り組む地域福祉の中核的役割を果たすべく事業を推進して参ります。

地域福祉事業については、誰もが支え合いながら安心して生活できるまちづくりを使命とし、サロン活動、各種交流会や「生活支援体制整備事業」等の地域づくりに向けた活動、「成年後見センター事業」や「ひきこもり対策支援事業」等の地域での生活支援に向けた相談・支援活動、青森県内の社会福祉法人が連携して社会貢献活動を行う「青森しあわせネットワーク」の実施等各種事業を積極的に推進するとともに、市民が抱える生活課題の解決に向けて関係機関等との連携・協働に努めて参ります。

介護事業については、サービスの質の向上を図るための研修体制を強化するとともに、

創意工夫を重ね円滑に事業を推進し、さらには潜在的なニーズの発掘に努めるため積極的な広報活動を展開するなど、安定した経営を目指して参ります。

保育事業については、少子化に伴い今後厳しい経営状況が予想されますが、地域に密着した特色のある活動や積極的な広報活動を推進し、保育サービスの充実に努めるとともに、安定した経営を目指して参ります。

さらに、民間財源の確保や職員の資質向上など、本会の組織基盤強化を図るとともに市民の皆様から信頼され、期待に応えられる社会福祉協議会となるよう努力して参ります。

【活動計画】※（ ）内は財源区分

1. 広報活動の推進

(1) 広報事業等の充実

① 社協だよりの発行・ホームページの運営（共募助成・一般）

毎戸配布で広報紙を発行するほか、ホームページにより随時必要な情報提供に努める。

ア 社協だよりの発行 2回（7月、1月） 22,000部／回

イ 支所だよりの発行 各1回

ウ ホームページの更新 随時

② 第63回むつ市社会福祉大会（地域社協負担・一般）

地域福祉功労者等への顕彰や、地域福祉に関する講演を行い福祉関係者等や関係機関の連携を促し、地域福祉の向上を図る。

○実施期間 令和5年11月

○会場 市内ホテル

2. 地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉事業の充実

① ふれあい福祉展事業（一般）

市内の各福祉施設や福祉団体の作品や普段の活動の様子について展示を行い、福祉に対する市民の理解と協力を得ることを目的とする。

○実施時期 令和5年10月28日（土）

○会場 プラザホテルむつ

② ふれあい福祉バザール（一般）

市民への福祉に対する理解と協力を求めるため、福祉施設や福祉団体等の手作り作品の展示及び即売を行う。

○実施期間 毎月第3火曜日（12月除く、8月は第4火曜日）

○会場 マエダ本店

③ 大畑地区ふれあい広場事業（共募助成）

大畑地区の各福祉団体がレクリエーション等を通じてふれあい、相互の理解と親睦を深めることを目的とする。

○実施期間 令和5年11月下旬

○会場 むつ市大畑体育館

④ 大畑地区世代間ふれあい交流会事業（共募助成）

大畑地区の小学生と地域住民が、レクリエーションを楽しみながら世代間のふれあい、親睦を深めることを目的とする。

○実施期間 令和5年 夏休み期間中（又は冬休み期間中）

○会場 むつ市大畑体育館

⑤ 助成事業（共募助成）

市内の各福祉団体等の活動を支援する。

○通 年

⑥ 福祉ニーズの発掘と新規事業の開発

市民の様々な生活課題や福祉ニーズを把握し、これらを解決していくための仕組み（事業）を企画・検討する。

○通 年

(2) 高齢者福祉事業の充実

① 川内地区高齢者ふれあい事業（共募助成・一般）

川内地区の一人暮らし高齢者を対象に、レクリエーション等を通じて参加者相互の交流と親睦を図るため開催する。

○実施期間 令和5年7月、12月

○会 場 川内公民館他

② 脇野沢地区ふれあい昼食会事業（共募助成）

脇野沢地区で65歳以上の方を対象に外出の機会を提供し、日頃の孤独感の解消、ひきこもりの防止と、食生活改善推進委員会のご協力により健康的な食事についても考えることを目的とし、併せて世代間の交流を図る。

○実施期間 令和5年6月、8月、11月

○会 場 むつ市脇野沢地域交流センター

③ 脇野沢地区いきいき交流会事業（共募助成）

脇野沢地区で65歳以上の方を対象にレクリエーション等をとおして、参加者の親睦を図り、孤独感の解消と介護予防を目的とする。

○実施期間 毎月第2水曜日（6月、8月、11月除く）

○会 場 むつ市脇野沢地域交流センター

④ ふれあいバスの旅事業（共募助成・県社協助成・一般）

高齢者を対象に、バスによる日帰り旅行を通じて、参加者相互の親睦を深め、孤立感の緩和と住民同士の支え合いに寄与することを目的に開催する。

○実施期間 令和5年8月

⑤ 茶話やかサロン事業（市受託）

市内の60歳以上の方を対象に、茶話会やレクリエーション活動をとおして、社会的孤立感の防止及び見守り活動の普及を図り、市民相互の親睦と交流及び健康増進並びに生きがいに寄与し、福祉の向上を図る。

○実施期間 各会場 毎月1回

○会 場 10か所

⑥ むつ地区ふれあい交流会事業（一般）

むつ地区各町内会が65歳以上の一人暮らしの方を対象に、孤独感の解消、ひきこもりの防止を図るために実施する交流会や生活支援サービスに、費用の一部を助成する。

○通 年

⑦ 地域介護予防活動支援事業（市受託）

高齢者を対象に介護予防を目的とした活動を定期的実施している団体に支援を行う。

○通 年

⑧ 生活支援体制整備事業（市受託）

日常生活上の支援が必要な高齢者に対する生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築する。

○通 年

(3) 障がい者福祉事業の充実

① ほほえみの集い事業（県社協助成・一般）

障がい児・者とボランティアが集い、レクリエーション、ニュースポーツ等を通じて交流を図るとともに、ボランティア活動の機会を提供する。

○実施期間 令和5年8月

○会 場 むつ市下北自然の家

② ふれあいクリスマス会事業（共募助成・一般）

在宅で暮らす障がい者とボランティアが共にクリスマスのひとときを過ごし、相互の親睦と交流及びボランティア活動の提供とボランティアの育成を図るため開催する。

○実施期間 令和5年12月17日（日）

○会 場 プラザホテルむつ

(4) 福祉教育活動の充実

① 第54回むつ市福祉作文コンクール（共募助成・地域社協負担金・一般）

むつ下北管内の小中学生を対象に、福祉作文を通じて次代を担う子供たちの人間性豊かな心の成長を図るため開催する。

3. ボランティア活動の振興

(1) むつ市ボランティア・市民活動センターの充実

むつ市ボランティア・市民活動センターの機能の充実を図るとともに、市民のボランティア活動に対する理解と関心を深め、ボランティアの育成及び活動の援助を行い、ボランティア活動の効果的な推進と地域福祉の向上を図る。

① むつ市ボランティア・市民活動センター運営事業

ア ボランティアの相談、登録、斡旋、連絡調整

○通 年

イ ボランティア活動保険加入促進と助成

○通 年

ウ 除雪ボランティア派遣

○1月～3月

エ 無縁仏供養会（一般）

○実施期間 令和5年10月

○会場 むつ市墓地公園管理棟

オ 災害見舞金の支給（一般）

○通年

カ 車いす無料貸出

○通年

キ 寄託物品の払出

○通年

ク 不要入れ歯回収ボックスの設置と維持管理

○通年

(2) 災害時被災者支援ネットワークの構築

① 関係機関との災害時におけるボランティア活動に関する協力体制の確立

○通年

② 災害ボランティアセンターの設置訓練

○むつ市総合防災訓練時

(3) 児童・生徒等の福祉意識の高揚とボランティア活動への積極的な参加促進

① 小中学校福祉体験出前講座

② ボランティア活動推進校事業

4. 生活支援活動の推進

(1) 生活支援事業の充実

① むつ市外出支援サービス事業（市受託）

高齢者及び身体障がい者など下肢が不自由で一般の交通機関を利用することが困難な方を福祉輸送車両により送迎する。

○通年

② 日常生活自立支援事業（県社協受託）

高齢や障がいにより、日常の生活に不安のある方を対象に、地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などの支援を行う。

○通年

(2) 相談支援事業の充実

① 心配ごと相談所・結婚相談所事業（共募助成）

心配ごと・結婚相談所の効率的かつ効果的な運営に努め、悩みや心配ごとのほか、結婚を希望する方々が気軽に相談できるようにする。また、多岐にわたる相談内容に対処するため相談員の研修を行い、誠意をもって問題解決に当たる。

○実施期間 毎週月曜日（休日の場合は翌日）

○場所 むつ市社会福祉協議会心配ごと相談室

② 居住支援事業（国補助）

高齢者や障がい者等、住宅の確保に配慮を必要とする方々からの住宅相談に対応し、賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供と、見守りなどの生活支援を行う。

○通 年

○場 所 むつ市社会福祉協議会心配ごと相談室

③ 社会貢献活動事業（青森しあわせネットワーク：県社協）

青森県内の社会福祉法人が連携し、既存の制度やサービスでは対応できない課題に迅速に対応するために、支援が必要な人を早期に把握し、具体的な解決を図ることにより、社会福祉法人の使命を積極的に果たす。

○通 年

(3) 権利擁護事業の推進

① むつ市成年後見センター運営事業（市受託）

成年後見制度の利用促進と円滑な制度運用ができる体制づくりのための包括的な支援を行う。

ア むつ市後見制度検討会議（地域連携ネットワーク）の設置

成年後見制度の利用の判断及び後見人の受任調整並びに関係機関の連絡調整及び早期介入や支援体制の構築を行う。

イ 広報業務

成年後見制度の利用促進が図られるよう市民に対して研修会若しくはチラシ等の媒体を用いて啓発を行う。また、行政機関、地域の各関係機関及び弁護士、社会福祉士等の専門職等に対しても、その対象に応じた内容の啓発を行う。

ウ 相談業務

電話及びセンター窓口における制度利用等の相談に対して、必要に応じて申立の支援を行う。

エ 成年後見制度の利用促進業務

○申立支援業務

○市長申立の支援

○市民後見人の養成

○連絡体制の整備

オ 関係機関等連絡調整業務

○行政機関、関係機関及び専門職との連絡、情報交換等を密にし、連携体制の構築に努める。

○日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業の対象者のうち、制度利用が望ましい事案については関係機関と連携し、円滑な制度利用ができるよう努める。

○通 年

② 成年後見事業（一般）

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で成年後見人等の受任が必要なケースにおいて、本会が後見事務を行うとともに、市民後見人が取り扱う後見事務等を

監督し、必要な助言及び支援を行う。

○通 年

(4) ひきこもり対策支援事業の推進

① ひきこもり支援ステーション運営事業の推進（新規：市受託）

ア ひきこもりサポーター養成事業

ひきこもりの状態にある本人や家族等に対するボランティア支援に関心のある方を対象に、ひきこもりに関する基本的な知識について学ぶ。

○実施期間 前期 令和5年10月 / 後期 令和5年12月

○会 場 前期 プラザホテルむつ / 後期 下北文化会館（予定）

イ ひきこもりサポーター継続研修

ひきこもり支援を行う方々の、技能の向上を図り、ひきこもり支援がより適切に行える人材を養成する。

○実施期間 令和5年8月

○会 場 下北文化会館（予定）

ウ ひきこもり相談窓口の設置

ひきこもりに対する相談窓口を設置し、相談員を配置する。

○通 年

エ ひきこもり当事者の居場所づくり事業

○名 称 ひきこもり当事者の集い「ふらっとほーむ」

○実施期間 毎月2回

○場 所 むつ市海老川コミュニティセンター

オ ひきこもり家族の居場所づくり事業

○名 称 ひきこもり家族の集い「ほっとすぺーす」

○実施期間 毎月1回

○場 所 むつ市海老川コミュニティセンター

(5) 各種貸付事業の有効利用

① 生活福祉資金貸付事業（県社協受託）

低所得世帯や障がい者世帯等に対し、その生活の維持に必要な資金の貸付を行い、世帯の更生を図ることを目的とする。

○通 年

② 助け合い資金貸付事業（一般）

低所得世帯等の一時的な資金不足に対し貸し付けを行うとともに必要な援助指導を行う。

○通 年

5. 共同募金運動への協力

共同募金運動に協力し、これらの助成金を原資とした共同募金助成事業、NHK歳末たすけあい募金助成事業の実施により地域住民に還元する。

- (1) 共同募金助成事業の推進
- (2) NHK歳末たすけあい募金助成事業の実施

6. 介護事業の経営

介護保険制度、障害者総合支援制度における指定訪問介護サービス事業者及び指定居宅介護支援等事業者として、「むつ市ホームヘルプステーション」において、本会の地域福祉サービス部門等との連携のもと利用者のニーズに応じた複合的な福祉サービスの提供に努め、利用者を拡充し安定的な事業運営を図る。

(1) 訪問介護事業の実施

介護サービスの利用が必要な高齢者等が、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護等を行う。

- ① 訪問介護事業
- ② 障害福祉サービス事業
- ③ 軽度生活援助ホームヘルプサービス事業
- ④ 介護サービス（保険外）事業

(2) 居宅介護支援事業の実施

高齢者等が要介護状態等となった場合に、必要な介護サービスを利用するにあたり、利用に係る計画の作成及び相談支援を行う。

- ① 居宅介護支援事業
- ② 介護予防支援事業

(3) 介護事業職員の資質向上

県内で開催される各研修会へ参加し、介護職員としての資質向上に努める。

○通 年

(4) 事業の積極的なPR

社協だよりやホームページで事業を紹介するほか、各種イベント等へ相談窓口を設ける等積極的なPR活動を行い、利用者の増員を図り、安定した事業の経営を目指す。

○通 年

7. 保育事業の経営

近川保育園を経営し、仕事と育児の両立をしている人々の子育てを支援し、安心して子育てができる環境の整備と社会連帯による子どもの健全育成の推進に努める。

(1) 保育理念

自然豊かな環境の中で、子ども一人ひとりを大切にし家族、地域に信頼され愛される保育園を目指す。

(2) 保育目標

心身ともに たくましく よく遊ぶ子ども

(3) 世代間交流事業の実施

福祉施設「釜臥荘」、「桜木園」との交流を通して相手への思いやりの気持ちを育てる。

○実施期間 5月～11月

○会場 近川保育園及び各施設

(4) 異年齢児交流事業の実施

むつ養護学校や奥内小学校・近川中学校との交流を通して、思いやり・約束を守る心を育てる。

○実施期間 9月～10月

○会場 近川保育園及び各校体育館

(5) 経営基盤の強化

社協だよりやホームページ等により積極的なPR活動を行い、入所園児の増員を図り、安定した保育園の経営を目指す。

○通年

8. 法人運営基盤の強化

(1) 法人運営及び組織体制（一般）

社会福祉法人の適切な運営を図るため、制度に基づいた理事会、評議員会等を開催するとともに、本会の合理的な運営及び事務事業の推進を図るため、部会及び委員会を開催する。

- | | |
|------------------------|------------------|
| ① 理事会 | 随時（6月、3月、他） |
| ② 評議員会 | 随時（6月、3月、他） |
| ③ 監事会（監査会） | 4回（5月、8月、11月、2月） |
| ④ 部会及び委員会 | |
| ア 総務部会 | 3回（5月、9月、2月） |
| イ 生活福祉部会 | 随時 |
| ウ 心配ごと相談所委員会 | 随時 |
| エ 生活福祉資金・助け合い資金貸付調査委員会 | 随時（2月、他） |
| ⑤ ボランティア・市民活動センター運営委員会 | 随時 |
| ⑥ 評議員選任・解任委員会 | 随時 |
| ⑦ 苦情解決第三者委員会 | 随時 |

(2) 会員加入の促進と会費の増収

社会福祉協議会の存在意義、事業内容を説明し、その必要性を広く市民に周知し、理解を求め、普通（世帯）会費の増額や賛助会員の加入を促進し、更なる財源基盤の充実を図る。

(3) 役職員研修等への参加（一般）

今後の社会福祉協議会活動を充実させるため、また、職員のスキルアップや資質向

上を目指し、県内等で開催される各研修会に参加する。